

# 関東玉龍同窓会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本会は、関東玉龍同窓会(以下「本会」という)と称し、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 (本会の定義)

- 1項 本会は、鹿児島玉龍高等学校、鹿児島玉龍中学校ならびに鹿児島市高等学校第一部、第三部、鹿児島市立中学校、鹿児島市立高等女学校(鶴嶺高等女学校)を含む卒業生及び同学校に在籍した実績の有る校友を以て組織する。
- 2項 本会の事務局は事務局長事業所内に置くことができる。

## 第2章 組織

### 第3条 (役員と任期)

- 1項 本会に次の役員を置く。名誉会長、会長、副会長5名以内、事務局長、会計、会計監事、事務局補佐若干名
- 2項 会長は幹事会で選任し、総会で承認するものとする。会長以外の役員の選任は幹事会の了承のもとに会長の委嘱によるものとする。役員の内任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 3項 会長の任期は前項にかかわらず、3期6年を限度とする。

### 第4条 (顧問)

本会に前条の役員のほか、顧問数名を置くことができる。顧問は必要の都度、任期を定めず会長が委嘱する。

### 第5条 (学年幹事と実行委員)

本会に学年幹事(各学年数名)を置くほか、総会を実施するため、実行委員会を置く。

## 第3章 役員職務と会議態

### 第6条 (役員職務)

- 1項 会長は対外的に本会を代表するとともに、本会の円滑な運営を図るため、本会の全てを掌理する。
- 2項 副会長は会長を補佐し、別途定める職務を担当する。
- 3項 事務局長は、本会の円滑な運営のため、別途定める職務を担当する。
- 4項 事務局は、事務局長と事務局補佐若干名で構成する。事務局補佐は、本会の円滑な運営のため、事務局長を補佐する。

### 第7条 (総会と会議態)

- 1項 本会の定期総会は2年に1回開催する。ただし、役員会が必要であると認めるときは、定期総会以外臨時総会を開催することができる。
- 2項 役員会は会長、副会長、事務局長、会計、会計監事、事務局補佐で構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 3項 幹事会は役員、学年幹事、実行委員会委員で構成し、必要に応じて役員会了承のもと実行委員会が招集し、開催する。

## 第4章 会計

### 第8条 (会費)

- 1項 年会費は、1,500円とし定期総会の都度2年分の年会費3,000円を納入するものとする。
- 2項 会員は、定期総会終了後に開催される懇親会会費として所定金額を納入するものとする。懇親会会費は、幹事会で決定するものとする。

### 第9条 (寄付金)

本会は、母校の発展に寄与するために会員から寄付金を募集することができるものとする。寄付の金額は、1口1,000円からとする。寄付金は特別会計に充当するものとする。

### 第10条 (一般会計と特別会計)

- 1項 本会の会計は、一般会計と特別会計からなる。
- 2項 一般会計は、年会費と懇親会会費からなり、本会の組織運用に要する費用及び総会時の懇親会費に充当するものとする。
- 3項 特別会計は、会員の寄付金からなり、母校及び関東玉龍同窓会の発展に寄与するために使用するものとする。使用目的については、その都度、幹事会の承認を得るものとする。また、幹事会の承認をもって一部を一般会計に充当することができるものとする。

### 第11条 (監査)

会計報告は会計監事の監査を受けて、総会時に行う。